

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市の都市形成については、高山市都市基本計画において、JR高山駅を中心とした多様な都市機能が集積する区域を中心商業業務区域と定め、商業・業務、観光・交流、行政機能等、多様な都市機能の集積や強化により、快適で利便性の高いまちづくりを推進する方針を掲げている。

また、高山市第八次総合計画の後半においては、まちづくりの方向性の一つとして「人と人がつながり、安全で美しさと利便さが共存する持続可能なまちをつくる」を掲げ、その中で「利便性の高い都市機能とネットワークの構築」をまちづくり戦略として位置づけ、高山駅周辺の都市機能の強化やまちなかにおける居住の促進、周遊性の向上などにより魅力ある中心市街地の形成を図ることとしている。

[2] 都市計画手法の活用

本市では、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能が集積、或いは配置された集約型都市構造へ転換し、自動車に過度に依存しない、高齢者を含めた多くの人たちにとって、生活の利便さや快適さが実感できる都市づくりを進めるため、都市構造やインフラに影響を与える大規模な集客施設が立地可能な地域については、商業地域及び近隣商業地域に限定し、多様な用途を許容する準工業地域においては、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定め、大規模集客施設の立地を規制している。

[法手続き等の経緯]

平成22年2月	住民説明会 都市計画案の縦覧
3月	都市計画審議会
4月	都市計画決定告示

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

JR高山駅が立地する地域には、様々な行政機関のほか、観光客の増加に伴い建設が進んだ宿泊施設が集積している。また、高山地域の10商店街はすべて中心市街地に位置しており、商業機能の一大集積地となっている。

また、中心市街地は高山の城下町として発展した歴史を有する文化の中心地でもあり、高山陣屋や古い町並などの観光施設が立地している。

(2) 庁舎などの行政機関、病院学校等の都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

J R 高山駅が立地する地域には市役所や合同庁舎、裁判所、法務局など様々な行政機関が集中している。また、総合病院が立地していることから、中心市街地活性化に関する市民アンケートでは、中心市街地に住み続けたい（移り住みたい）理由として「市役所や銀行などが近い」「医療機関が近い」ことを挙げる意見が多くなっている。

教育施設については2つの小学校が立地しており、ほかにも保育所、子育て支援拠点施設なども立地している。また、文化施設である市民文化会館および福祉施設である総合福祉センターについては、老朽化により再整備を行うが、いずれも中心市街地区域内での建設を予定している。

(3) 市および周辺の大規模集客施設の立地状況及び今後の設置計画の状況

大規模小売店舗立地法による大型小売店の出店状況を「1－[2]－(2)－③ 大規模小売店舗の状況」に掲載している。

中心市街地内および周辺に立地するいずれの施設についても現時点で拡張の予定は把握していないが、駅西地区に計画している複合・多機能施設の具体的な整備方針（高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画）の策定にあたっては、商業・娯楽機能について民間事業者に対して調査を行い、整備の可能性を検討することとしている。

[4] 都市機能の集積のための事業等

分類	事業名
4 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業 ・商店街アーケード等整備支援事業
5 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲）
6 街なか居住の推進のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか定住促進事業 ・空き店舗等活用支援事業 ・総合的な空き家、空き店舗活用促進事業
7 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高山駅西複合・多機能施設（仮称）整備事業（再掲） ・空き店舗等活用支援事業（再掲） ・総合的な空き家、空き店舗活用促進事業（再掲）
8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における公共交通の利便性の向上